

議第150号

滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例案

上記の議案を提出する。

平成27年11月27日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号（法第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）の利用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人番号の利用)

第2条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関（法令の規定により同表の右欄に掲げる事務の全部または一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。）が処理する同表の右欄に掲げる事務とする。

2 別表第2の左欄に掲げる執行機関（法令の規定により同表の中欄に掲げる事務の全部または一部を行うこととされている者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定により事務を処理することとされた市町の長を除く。）がある場合にあっては、その者を含む。以下この条において同じ。）は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の右欄に掲げる特定個人情報（法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）であって自らが保有するものに係る個人番号を利用することができる。ただし、法の規定により、当該執行機関が、法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムを使用して当該執行機関以外の同条第12項に規定する個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

(書面の提出義務の免除)

第3条 前条第2項の規定による特定個人情報に係る個人番号の利用があった場合において、他の条例または規則の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(規則への委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

| 執行機関 | 事務 |
|-------|--|
| 知事 | 法別表第2の第2欄に掲げる事務 |
| 教育委員会 | 特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）によるものを除く。）であつて規則で定めるもの |

別表第2（第2条関係）

| 執行機関 | 事務 | 特定個人情報 |
|------|-----------------|--------------------------------|
| 知事 | 法別表第2の第2欄に掲げる事務 | 当該事務の区分に応じ、法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報 |